

# 北海道水資源の保全に関する条例に基づく 水資源保全地域の指定について

お知らせ

## ■条例制定の目的

水源周辺の土地が適正に利用されることなどを目指しています。

## ■条例の主な内容



※北海道では、水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域の指定の基本的な考え方や土地所有者に配慮していただきたい事項などについて、「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を定めました。

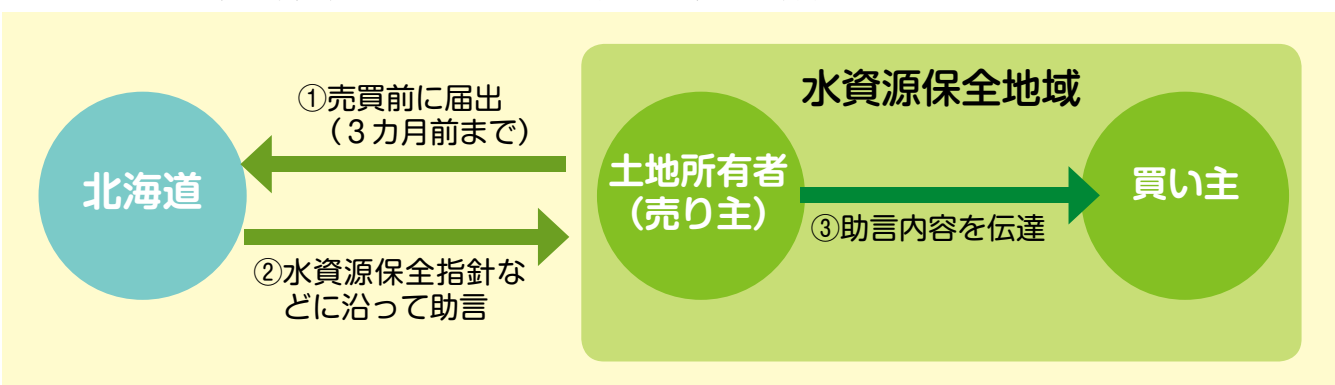
※第1回目の指定で、本町では多和地区が水資源保全地域として指定されました。(指定された地域の土地所有者には通知しています)

## 事前届出制の手続の流れについて

①水資源保全地域内に土地を所有している方が、売買契約などで、その土地の権利を移そうとするときは、契約締結の3カ月前までに、釧路総合振興局に届け出が必要です。

面積の基準はありませんので、移転予定の土地面積が小さくても、届け出の対象となります。

また、土地の移転を予定するときは、契約の相手方が未定でも届け出をしてください。



②届け出を受けてから、市町村や北海道水資源保全審議会の意見を聴き、届出者に助言を行います。

③助言を受けた方は、土地の移転などを予定する方に、助言の内容を伝えてください。

※土地取引後、買い主の方は、森林法または一定面積以上の場合は国土利用計画法の届け出が必要です。

また、農地の場合、農地法により農業委員会の許可を受けた場合など届出制の対象にならない場合があります。詳細については、下記まで問い合わせください。

■問い合わせ／釧路総合振興局地域政策部地域政策課 (地域調整) (☎0154-43-9143)  
役場企画財政課企画調整係 (2階⑩番窓口☎485-2111内線222)

# 自然の番人宣言



図1 リーフレット

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、私たち一人一人が、「自然の番人」となり、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとするもので、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定したものです。  
町内でも家庭ごみなどの不法投棄により自然環境が汚されています。

地域会や自然の番人宣言事業者と連携しながら、自然を壊す不法投棄やポイ捨てをしない、させない、許さないという思想をもち、皆さんで本町の美しい自然環境を守っていきましょう。

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレット(図1)やポスター、自動車に貼り付けるステッカー(図2)を左記係で配布していますので、希望する方はお気軽に申し出てください。  
●不法投棄やポイ捨ては犯罪です。絶対にしないようにしてください。  
●不法投棄を見つけたら、左記まで通報してください。

不法投棄ごみ……左記係  
不法投棄をしている人……弟子屈警察署

(☎482-2110)

■問い合わせ/役場住民課環境衛生係(1階③番窓口☎485-2111内線125)



図2 ステッカー

## 土地・家屋や軽自動車の名義を変更される方へのお知らせ



### ■土地・家屋の場合

- ①すでに登記されている土地や家屋の所有者(名義人)を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方法務局(☎0154-31-5000代)で登記の変更をしてください。  
なお、登記していない家屋は、下記窓口で手続きをしてください。  
12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。
- ②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から次年度以降固定資産税を代表して納めていただく方を相談し決めてください。  
手続きの用紙は送付します。

■問い合わせ/役場税務課税務係(1階⑧番窓口☎485-2111内線152)

### ■軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカー など	役場税務課税務係 (1階⑧番窓口 ☎485-2111内線153)	●新所有者の認印 ●標識 (ナンバープレート) ●標識交付証明書
小型特殊自動車 ●農耕作業用(トラクターなど) ●その他特殊作業用(ホイールローダーなど)		
軽四輪自動車 ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2521)	

# 標茶消防団第1分団 見事準優勝!!



第57回釧路地方支部消防団員技能競技大会が9月15日(土)に釧路市消防訓練場で開催されました。標茶消防団から消防ポンプ自動車の部に第1分団(標茶市街)と第3分団(磯分内)、小型ポンプの部に第5分団(虹別)が出場して息詰まる熱戦を繰り広げました。

結果は消防ポンプ自動車の部で第1分団が見事準優勝、また第3分団、第5分団も入賞は逃したものの、訓練の成果を存分に発揮しました。

大会に向けて約1カ月間に渡り汗を流した選手の方々、本当にお疲れさまでした。また、皆さんからのご支援やご声援、誠にありがとうございました。

## 「東日本大震災義援金」の 受付期間の延長について

現在受付中の「東日本大震災義援金」について、受付期間を延長することとなりましたのでお知らせします。

なお、受付方法についての変更はありません。

■**募集期間**／平成25年3月31日(日)まで

■**受付方法**／

●**窓口**に持参される方…役場住民課社会福祉係(1階②番窓口)または各公民館(いずれも土・日曜日、祝日は除く午前8時45分～午後5時30分)

●**直接振り込み**される方…郵便振替(振込手数料免除)

●**口座番号**…「00140-8-507」

●**口座名義**…「日本赤十字社 東日本大震災義援金」

※口座名義は正確に記入ください。

※郵便局窓口での取り扱いの場合、振込手数料は無料。

※振込用紙の半券は受領証と兼用です。

8月末日現在 義援金累計9,591,868円  
(日赤標茶町分区受付分)

# 消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>



## 秋の火災予防運動を 実施します

秋から冬にかけては、空気が乾燥して気温も下がり、暖房器具など火気を使用する機会が多くなり、火災が発生しやすくなる季節です。

秋の火災予防運動は、このような時期を迎えるにあたり、火災予防のいっそうの普及と、皆さんの生命や財産を火災から未然に防ぐ事を目的に行われます。

10月15日(月)から31日(水)の運動期間中、標茶消防署では防火査察や車両広報を通して防火を呼びかけます。皆さんのご協力よろしくお祈りします。

## 北海道 地域防災マスターに なりませんか

北海道では、防災に対する心構えなどを多くの方に知っていただくため、ボランティアによる地域で防災活動に取り組んだり、災害時の声かけキーマンとなっていただく「北海道地域防災マスター」を募集しています。

■**募集対象**／防災経験のある警察・自衛隊・消防・市町村・道・開発局などの現役・OBの方をはじめ、防災士など地域で防災活動に取り組んでいる方

■**募集期限**／10月12日(金)

■**認定研修会**／

・開催日時…10月27日(土)、午前10時30分

・場所…釧路市消防本部

※応募した方は、認定研修会にて防災講座、災害時図上訓練、応急救護などを受講し、修了した方が北海道知事の認定を受けます。

■**申し込み・問い合わせ**／釧路総合振興局地域政策部地域政策課 (☎0154-43-9144)